

地域計画(素案)

目標年度	令和 14 年度	※令和5、6年度共通
地域名	石 田 ()	
地域での話し合いを取りまとめた年月日	令和 6年 12月 22日 (第 5 回)	

注:「地域名」欄には、集落名または地域名を記載してください。
複数の集落が合同で作成する場合は、()内に集落名を記載してください。

★印の項目については、既存の人・農地プランの記載内容を転記していただくことも可能です。

1 地域計画の対象区域の考え方

- ・当該地域には、農業振興地域とそれ以外の地域(いわゆる白白地域)が混在している。
- ・当計画は農業振興地域の内、農用地区域内農地(青地)を対象とする。
- ・なお、所有者及び耕作者とも隣接する赤野井地域の方が多数の地域は、赤野井の地域計画区域とする。(調整済み)

2 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	12.8 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内(青地)の農地面積	12.8 ha
② 田の面積	12.7 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.1 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0.7 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.7 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

- 注1:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。
2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
4:⑤については、4の地域内の農業を担う者一覧において、「10年後の経営面積+作業受託面積」-「現状欄の経営面積+作業受託面積」の差引面積を記載してください。
区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨を記載してください。
5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

★(2) 地域農業の現状及び課題

- ・現状:計画区域面積の約9割は担い手(認定農業者、認定農業法人、集落営農法人)に集約され、全体的に適切に耕作が継続されている。なお、耕作放棄地は無い。
- ・課題:区域面積の約6割を担う農事組合法人石田営農組合(組合員20名)は平均年齢が70歳に近づいており、今後主体となる組合員の若返りが課題となる。また、一部の個人農家は、今後10年以内に離農の意向を示している。なお、効率化を図る上で、担い手間で耕作地の交換などを今後取り組む必要がある。

★(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・稲麦大豆を主要作物としつつ、隣接地域(赤野井・播磨田)と連携してブロックローテーションを基本に生産性の高い農業を進める。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
<ul style="list-style-type: none"> 農地中間管理機構への貸付けを進めつつ、担い手への農地の集積・集約化を基本として進める。 また、効率化を図る上で、担い手間で耕作地の交換などを今後取り組んでいく。 			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	89%	%	将来の目標とする集積率
			99 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
<ul style="list-style-type: none"> 個人耕作は4名(約12.7a)で、既に今後離農の意向を示しておられる方もおり、離農に併せて担い手4者へ集積・集約化を図る。 青地の個人畑作(4名・約1a)は今後も残ると予想。 			

4 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

★ (1) 農用地の集積、集団化の取組
<ul style="list-style-type: none"> 継続して集落及び担い手での話し合いを行い、目標地図の見直しを行うなかで、農地の集積・集約化の取組を進める。
★ (2) 農地中間管理機構の活用方法
<ul style="list-style-type: none"> 目標地図に基づいた農地中間管理機構を通じた農地の貸借を進める。
★ (3) 基盤整備事業への取組
<ul style="list-style-type: none"> 担い手間で耕作地の交換など集約化を進め、農地の大区画化について検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
<ul style="list-style-type: none"> 経営規模の小さな農家であっても、農業を継続したい農家については、できる限り農業を続けてもらう。 集落営農法人について、若い世代の組合員の加入促進を図る。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組
<ul style="list-style-type: none"> 経営規模の小さな農家であっても、農業を継続したい農家が農業を継続できるよう、担い手やJA出資型農業法人が主な基幹作業等作業受託を行う。 経営規模の小さな農家の農地がブロックローテーション(生産調整)区域となった場合は、担い手が作業受託を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策と連携して、農道や水路等を共同活動により保全する。

